



第101回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時：2021年6月29日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）
開催場所：東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
新宿フロントタワー22階 当社本店

※新型コロナウイルスの感染が広がっています。本株主総会に出席される株主様は株主総会開催日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの着用など感染予防にご配慮いただき、ご来場いただきますようお願い申し上げます。また、本株主総会会場においても、感染防止措置を講じてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします（詳しくは2頁をご覧ください）。なお、議決権行使は、書面またはインターネットによる方法もございますので、ご利用をご検討下さい。

※株主総会にご出席いただいた株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

目次

第101回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 監査役1名選任の件	
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	
(提供書面)	
事業報告	9
連結計算書類	36
計算書類	39
監査報告書	42

アキレス株式会社

証券コード：5142

株 主 各 位

東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

アキレス株式会社

代表取締役社長 伊 藤 守

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第101回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権をご行使いただくことができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（3頁から4頁まで）にしたがって、2021年6月28日（月曜日）午後5時20分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
 2. 場 所 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
新宿フロントタワー 22階
当社本店
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第101期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第101期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.achilles.jp>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
したがって、本定時株主総会招集ご通知の提供書面は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.achilles.jp>）に掲載させていただきます。

本定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止対策について

- ご出席を予定されている株主様におかれましては、健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理のないようお願いいたします。
- ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席につきまして、見送ることも含め、十分にご検討下さいますようお願いいたします。
- 株主様の議決権は、ご出席いただくほかに、書面またはインターネットによって行使することもできますので、ぜひご利用をご検討下さい。議決権行使方法につきましては、招集ご通知3頁、4頁をご参照下さい。
- 会場入り口にはアルコール消毒液をご用意させていただくとともに、受付時に株主様の体温測定の実施を予定しております。発熱が確認された方や体調不良と見受けられる方には入場をお断りする場合がございます。
- 感染リスク低減のため、会場内のお座席は例年よりも距離を空けて配置させていただきます。これにより十分な席数を確保できない場合がございます。
- 会場内ではマスクの着用にご協力下さい。
- 運営スタッフはマスクを着用してご対応させていただきます。
- 商品紹介の展示の実施は見送らせていただきます。
- 新型コロナウイルスの影響等、ご事情により出席できない株主様のために、株主総会の状況を撮影の上、後刻当社ウェブサイトに掲載することを予定しております。

今後の状況により、上記の対応を変更することがございます。株主総会の運営について大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使方法には以下の3つの方法があります。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会に当日ご出席いただける場合



株主総会開催日時
2021年6月29日(火)
午前10時 (受付開始 午前9時)

総会会場(新宿フロントタワー)の所在場所は裏表紙「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。

*当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため、「本招集ご通知」を当日会場までご持参下さいますようお願い申し上げます。

代理人様のご出席について

*株主様以外の方は株主総会にご出席いただけません。代理出席の場合、代理人の方も議決権を有する株主様である必要があります。代理人様として行使する議決権行使書用紙および代理権を証明する書面に加えて、代理人様ご本人名義の議決権行使書用紙をご提出下さい。

株主総会にご出席いただけない場合

1. 郵送による議決権行使の場合



行使期限

2021年6月28日(月) 午後5時20分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、上記期限までに到着するようご返送下さい。郵送の際は同封の記載面保護シールをご利用下さい。

*議決権行使書用紙に、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

2. インターネットによる議決権行使の場合



行使期限

2021年6月28日(月) 午後5時20分まで

当社指定の「議決権行使ウェブサイト」にアクセスし、議案の賛否をご入力の上、上記期限までにご送信下さい。

【議決権行使ウェブサイトURL】
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

詳しくは次頁をご覧ください。

パソコン用サイトにおける議決権行使の方法

STEP 1

議決権行使ウェブサイトへアクセス

- 検索サイトで検索
- 下記QRコードからのアクセスも可能です。

議決権行使 みずほ 検索

または

- 議決権行使サイト
https://soukai.mizuho-tb.co.jp/



*** 議決権行使ウェブサイト ***

●本サイトの利用に際しては必ずご登録ください。ご登録が完了した場合は、【次へ】ボタンをクリックしてご利用ください。

クリック → **次へ** → **閉じる**

STEP 2

ログイン

*** ログイン ***

●議決権行使コードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
●議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載しております。
(電子メールにより届いた議決権行使書用紙に記載しております)
(当該電子メール末尾に記載しております)

議決権行使コード:

1 **議決権行使コード入力**

2 **クリック** → **次へ** → **閉じる**

STEP 3

パスワードの変更

*** パスワード変更 ***

●パスワード等を新しく設定し、
●議決権行使書用紙に記載のID・パスワードと照合しパスワードの再入力、固形文字を半角にする等の注意、右のリンクをクリックしてください、
●アカウントID・パスワードに利用可能な文字種、右のリンクをクリックしてください、

議決権行使書用紙に記載のID・パスワード:

初期パスワード入力

ご利用になる新しいパスワード:

確認のためおなじみのパスワード:

※必ず文字の半角英数字のみを入力してください。
※セキュリティ上の関係上、電文や画像で送信する、
※一度に1回しか変更できません。一度に1回しか変更できません。

3 **クリック** → **登録** → **実際にご利用になる新しいパスワードを設定して下さい**

●議決権行使書

第1号 123456789 10H
1号議決権 100H
2号議決権 1,000H

新東京建設株式会社
みずほ信託銀行株式会社
証券代行部

〇〇〇〇株式会社
行
議決権行使書

お 願 い
議決権行使書をご提出の際は、この行使書をお読みください。
議決権行使書に必要事項を記載し、議決権行使書に添付された議決権行使書用紙に記載のID・パスワードと照合しパスワードの再入力、固形文字を半角にする等の注意、右のリンクをクリックしてください、

〇〇〇〇株式会社
〒100-0000 東京都千代田区〇〇〇〇〇〇〇〇
議決権行使書用紙に記載のID・パスワードと照合しパスワードの再入力、固形文字を半角にする等の注意、右のリンクをクリックしてください、

〇〇〇〇株式会社

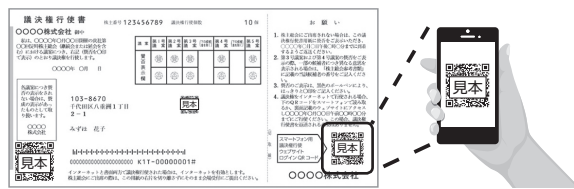
以降は、画面の案内に従って賛否をご入力願います。

スマートフォン専用サイトのご案内

スマートフォンをお持ちの株主様は、送付した議決権行使書用紙に記載のQRコードをスマートフォンで読み取り、ID・パスワードを入力することなく専用サイトにログインし、議決権をご行使いただけます。

詳細は右の図をご参照下さい。

※QRコード®読み取りによるログインでの議決権行使は1回のみ可能です。



議決権行使における注意事項

- (1) 郵送とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使とさせていただきます。
- (2) インターネット上で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使とさせていただきます。
- (3) インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

お問い合わせ先について

- (1) 議決権電子行使に関するパソコン・スマートフォン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話 **0120-768-524**（フリーダイヤル）（平日 9:00~21:00）
- (2) 上記 (1) 以外の住所変更等に関するお問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部
電話 **0120-288-324**（フリーダイヤル）（平日 9:00~17:00）

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、経営の安定と収益の向上による経営基盤の強化の上に、株主の皆様への安定的な利益還元を維持することを基本としております。第101期の期末配当につきましては、当期の業績および諸般の状況を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき普通配当金40円とし、関係会社株式売却益を特別利益に計上したことから、特別配当金10円を加え、金50円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は785,425,900円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生ずる日


2021年6月30日

第2号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化および充実を図るため、監査役を1名増員することといたしたく、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の本総会への提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
 <p>きくいりのぶゆき 菊入 信幸 (1965年7月29日生)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</p>	<p>1989年4月 当社入社 2008年7月 当社人事総務部長 2013年1月 当社足利総務部長 (現在に至る)</p>	<p style="text-align: center;">一株</p>

監査役候補者とした理由

菊入信幸氏は、人事総務部門の要職を務めるなど、当社グループの事業ならびに管理業務に関する高い見識を有しており、これらの経験から当社グループの実効的な監査の遂行に適切な人材と判断し、同氏を監査役候補者としたしました。


- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、監査役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害が当該保険契約により填補されます。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。また、職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、免責金額等を定めております。候補者が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、会社法第329条第3項に基づき、社外監査役有賀美典氏および笠原智恵氏の補欠社外監査役として松岡一臣氏を選任することをお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の本総会への提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
 <p>まつおか かずおみ 松岡 一臣 (1967年5月21日生)</p> <p>社外 独立役員</p>	<p>1990年8月 TAC株式会社 1991年8月 中央新光監査法人(旧 中央青山監査法人) 1994年3月 公認会計士登録 1996年11月 ドイツ・フーパース・アンド・ライブランド会計事務所(現 プライスウォーターハウスクーパース)デュッセルドルフ事務所 1999年9月 中央新光監査法人(旧 中央青山監査法人) 2000年7月 インスティネット証券会社CFO 2001年4月 ジャパンクロス証券株式会社監査役 2001年12月 税理士登録 2001年12月 松岡一臣公認会計士・税理士事務所開設(現在に至る) 2004年9月 インスティネット証券会社取締役管理本部長 2006年5月 SBIホールディングス株式会社経営企画室付部長 2006年11月 SBIジャパンネクスト証券株式会社取締役兼執行役員 2011年12月 株式会社イメージエポック社外取締役 2012年6月 DREAMプライベートリート投資法人監督役員(現在に至る) 2012年12月 株式会社グッドスマイルカンパニー社外監査役(現在に至る) 2014年3月 AppBank株式会社社外監査役 2016年7月 社会福祉法人多摩同胞会監事(現在に至る) 2019年5月 株式会社ホビーストック社外監査役(現在に至る) 2020年5月 株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス社外取締役(監査等委員)(現在に至る) 2021年3月 AppBank株式会社社外取締役(監査等委員)(現在に至る)</p>	<p>一株</p>
<p>補欠社外監査役候補者とした理由 松岡一臣氏は、公認会計士および税理士資格を有し、長年にわたり企業の実務に携わっているほか、複数の会社で社外監査役を務めるなど財務、会計に精通していることから、社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断し、同氏を引き続き補欠社外監査役候補者としました。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 候補者が社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は次のとおりであります。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。
4. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、監査役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害が当該保険契約により填補されます。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。また、職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、免責金額等を定めております。候補者が社外監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約について同内容での更新を予定しております。
5. 候補者は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の条件を満たしており、社外監査役に就任した場合には、独立役員に指定する予定であります。

以上

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、一部の地域で持ち直しが見られたものの、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動抑制の影響により、厳しい状況が続きました。日本経済も、経済活動再開による回復が見られたものの、新型コロナウイルス感染症の再拡大により、回復ペースが鈍化し、先行き不透明な状況となりました。

このような事業環境のもと、当社グループは企業価値の増大を目指して、お客様が求める商品・ブランド力のある商品創りに注力してまいりました。具体的には感染症対策製品、省エネルギー関連製品、環境対応製品、防災関連製品、生活関連製品、インフラ整備関連製品などの重点分野、およびグローバル化へ積極的な事業展開を推進するとともに、継続してコストダウンおよび省エネルギー・廃棄物の削減に取り組んでまいりました。

その結果、当期連結業績は売上高73,617百万円(前期比8.2%減)、営業利益1,569百万円(前期比2.0%減)、経常利益2,080百万円(前期比1.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益3,215百万円(前期比69.7%増)となりました。

以下、各事業につきご報告申し上げます。

シューズ事業

独自に開発した新素材のACROFOAM(アクロフォーム)を搭載したスポーツシューズ「HYPER JUMPER(ハイパージャンパー)」は、様々なメディアで紹介され話題となりました。また、世界有数のランニングシューズブランド「BROOKS(ブルックス)」は好調に推移しました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛や、多くの商業施設での臨時休業および営業時間短縮の影響を受け、全体では前年売上を下回りました。

プラスチック事業

車輻内装用資材は、自動車産業の復調とともに回復基調になりましたが、新型コロナウイルス感染拡大による自動車メーカーの生産停止および減産などによる大幅な落ち込みを取り戻すまでに至らず、後半には、半導体不足の影響も受け、国内外ともに前年売上を大きく下回りました。

フィルムは、北米では医療用、欧州・豪州では窓用フィルムが好調に推移し、国内では飛沫感染対策防災フィルムや抗ウイルス・抗菌性フィルム「アキレスウイルセーフ」が好調に推移したことにより、前年売上を上回りました。農業分野は、生分解性マルチフィルムが好調でしたが、農業用ビニールフィルムが苦戦し、前年売上を下回りました。

建装資材は、新型コロナウイルス感染拡大による市況悪化の影響を受け、前年売上を下回りました。

引布商品は、感染症対策の陰圧エアータント、米国向けゴムボートの販売が好調に推移し、前年売上を上回りました。

産業資材事業

ウレタンは、主力の寝具・車輻・雑貨が新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、前年売上を下回りました。

断熱資材は、ボード製品の戸建住宅向けは前年並みに推移しましたが、その他の建築分野では前年売上を下回り、全体では前年売上を下回りました。

工業資材は、海外ユーザーを中心とした半導体分野向け搬送用部材が拡大するとともに、国内における医療機器向けRIM成形品の販売が好調に推移し、前年売上を上回りました。

当連結会計年度の各事業の状況は以上述べたとおりであります。

以下、各事業区分の売上高を記載いたします。

事業	売上高	前期比	構成比率
シューズ事業	10,412 百万円	△12.7 %	14.1 %
プラスチック事業	34,428	△9.1	46.8
産業資材事業	28,776	△5.4	39.1
合計	73,617	△8.2	100.0

② 設備投資の状況

1) 当連結会計年度に完成した主な設備

産業資材事業 断熱ボード製造設備 (滋賀第二工場)

当連結会計年度の企業集団の設備投資総額は35億円であります。

2) 当連結会計年度中に継続中の主要設備の新設、拡充

プラスチック事業 車輦内装用資材製造設備および建物新設
(阿基里斯 (佛山) 新型材料有限公司)

産業資材事業 ウレタン製造設備 (滋賀第二工場)

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 98 期 (2017年4月 ~2018年3月)	第 99 期 (2018年4月 ~2019年3月)	第 100 期 (2019年4月 ~2020年3月)	第 101 期 (2020年4月 ~2021年3月)
売 上 高 (百万円)	87,910	85,705	80,225	73,617
経 常 利 益 (百万円)	2,769	2,004	2,048	2,080
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,284	338	1,895	3,215
1株当たり当期純利益 (円)	132.40	20.50	120.33	204.72
総 資 産 (百万円)	79,566	74,891	72,255	76,862
純 資 産 (百万円)	45,059	41,763	41,353	46,386
1株当たり純資産額 (円)	2,671.90	2,620.91	2,632.34	2,952.98

(3) 対処すべき課題

今後、新型コロナウイルス感染症の流行収束までは、厳しい経済状況が続き、収束後も景気の回復には相当の時間が必要と思われます。わが国の経済は、感染拡大防止と経済活動との両立の中で、個人消費がどこまで改善するかが大きな鍵を握っています。中長期的には、国内では少子高齢化がさらに進み人口減少と年齢構成の変化により生産活動や消費行動が多様化することが予測され、世界的には、新興国の生産・消費が回復・拡大すると予想されますが、一方で、SDGs（持続可能な開発目標）の重要性がさらに増してくると思われまます。また、IoTやAI技術の発達・キャッシュレス化の流れは新たな事業を創出・拡大する反面、既存事業の構造や働き方の改革が求められることが予想されます。

大きな自然災害や感染症の拡大により、多数の尊い人命が奪われ、経済活動にも大きな影響を与えましたが、このような不確実性の高い社会に対応する柔軟で強靱な体質を作り上げていかなければなりません。

世界・日本における生産や消費の大きな変化に対応し、持続的な成長を遂げるため、当社グループが保有する技術と経営資源を最大限に活かし、積極的・効率的な展開を図ることにより「企業に社会に未来に、新たな価値を創り続けていくこと」で『人と環境にやさしく快適な生活空間を創造する企業』を目指します。この目標を実現するために当社が対処すべき課題として以下のとおりの重要課題に取り組んでまいります。

【事業戦略】

- ① 脱炭素社会に向けた事業の強化
 - 1) ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）実現のための断熱資材事業の強化
 - 2) 脱プラスチックに対応した生分解性素材事業の拡大（プラスチックの海洋汚染対策）
 - 3) 既存プラスチック製品のリサイクル化の推進
- ② 国内外の人口動態に連動した課題解決のための事業育成
 - 1) 超高齢化社会に対応した事業の推進
 - 2) 食品ロス対策、農産品の国内自給率向上のための事業強化
- ③ 防災事業の拡大
当社グループにおける災害対策製品や防災製品（感染症対策製品を含む）の一元化
- ④ 海外事業の拡大推進
 - 既存・新設の海外製造・販売拠点を活かした新規分野への挑戦
 - 米国 ACHILLES USA, INC.・・・医療用フィルム
 - 中国 阿基里斯（佛山）新型材料有限公司（2022年中稼働予定）・・・車輛素材

- ⑤ 生活基盤整備に資する中間財の高品質化によるシェア拡大
機能性フィルム、機能性発泡材料の開発による高品質化

【経営基盤の強化】

- ① シューズ事業の収益性改善
カテゴリーの選択による収益力向上
- ② 顧客起点に立った迅速な新商品開発
軟・硬質ウレタン新素材開発と加工製品開発等
- ③ 設備更新による競争力向上
- ④ 再生可能エネルギーの積極的使用など、炭酸ガス排出量を極小化した生産活動の推進
当社グループで使用する車輛のEV化（フォークリフトを含む）
- ⑤ スマートプロセス・デジタル技術付加による既存設備の生産性向上
- ⑥ 物流改革
- ⑦ 人材育成、働き方改革の推進による労働生産性の向上

持続的成長を遂げ企業価値を高めることを目的としてグループ全員が情熱と論理をもって、国際的に逞しい会社を目指し、より大きな価値を創造する企業集団を構築してまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループが製造・販売する主要品目は下記のとおりであります。

<シューズ事業>

瞬足、SL BY SYUNSOKU（エスエル バイ シュンソク）、n☆p school（ニコ☆プチ スクール）、HYPER JUMPER（ハイパージャンパー）、アキレス・ソルボ、フォートゥー スリー デザインズ、SPALDING、ALL DAY Walk（オールデイウォーク）、OUTDOOR PRODUCTS（アウトドアプロダクツ）、MEDIFOAM（メディフォーム）、BROOKS（ブルックス）、校内履シューズ、職域シューズ、ブーツ

<プラスチック事業>

車輦内装用資材

キャストイングレザー、合成皮革カブロン、ラミネート資材

一般レザー・カブロン・ラミネート

カレンダーレザー、キャストイングレザー、合成皮革カブロン、ラミネート資材（家具用、靴用、建材用、衣料用、工業資材用）

フィルム

フィルム：産業・工業用（半硬質フィルム、オレフィンフィルム）
一般用（軟質フィルム・シート）

機能性（クリーンルーム用カーテン、ドアカーテン）

農業資材：被覆資材（農業用ビニールフィルム、農業用POフィルム）

関連資材（生分解性マルチフィルム、施設園芸用塗布型遮光剤）

建装資材

床材：住宅用・店舗用クッションフロア、商業用重歩行シート

壁材：住宅用・店舗用壁装材、天井材

引布

ゴム引布（ターポリン）、ゴムシート（フィルム）、排水管用継手（アキレスジョイント）、インフレーターブルポート、エアータント、エアータンク、背負い式消火水囊

<産業資材事業>

ウレタン

軟質ウレタンフォーム、日用雑貨、寝具、家具、車輦用、素材および加工品

断熱資材

断熱用硬質ウレタンボード、断熱屋根材、断熱システム（原液、発泡機および附帯設備）、スチレンブロック、化粧型枠材（マトリックス）、EPS土木工法用ブロック、トンネル裏込補修用ウレタン注入工法（T n - p工法）

工業資材

静電気対策品、OA機器部品、半導体分野向け搬送用部材と搬送用部材の回収・洗浄・リユース等のサービス業務、医療機器筐体、R I M成形品

衝撃吸収材

衝撃吸収用インソール、サポーター、足底板用パッド、マット、工業用防振材

(5) 主要な営業所および工場 (2021年3月31日現在)

	名 称	所 在 地
当 社	本 社	東 京 都 新 宿 区
	関 西 支 社	大 阪 市 北 区
	北 海 道 営 業 所	札 幌 市 北 区
	九 州 営 業 所	福 岡 市 博 多 区
	足 利 第 一 工 場	栃 木 県 足 利 市
	足 利 第 二 工 場	栃 木 県 足 利 市
	滋 賀 第 一 工 場	滋 賀 県 野 洲 市
	滋 賀 第 二 工 場	滋 賀 県 豊 郷 町
	美 唄 工 場	北 海 道 美 唄 市
	九 州 工 場	福 岡 県 飯 塚 市
子会社	A C H I L L E S U S A , I N C .	アメリカ合衆国ワシントン州
	阿基里斯(上海)国際貿易有限公司	中 華 人 民 共 和 国 上 海 市
	アキレスコアテック(株)	東 京 都 墨 田 区
	関東アキレスエアロン(株)	栃 木 県 足 利 市
大阪アキレスエアロン(株)	大 阪 市 北 区	

(6) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,662 (422) 名	△13 (+26) 名

(注) 使用人数は就業人員数であり、パートおよび臨時嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,256 (240) 名	△20 (△26) 名	40.4歳	18.6年

(注) 使用人数は就業人員数であり、パートおよび臨時嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ACHILLES USA, INC.	6,720千米ドル	100.0%	プラスチック製品の製造・販売
阿基里斯 (佛山) 新型材料有限公司	300百万人民币	100.0%	車輻内装用資材の製造・販売

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,950百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,600
株式会社三井住友銀行	700

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 70,000,000株
- ② 発行済株式の総数 15,862,714株 (自己株式154,196株を含む)
- ③ 株主数 13,011名
- ④ 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	894千株	5.70%
東京アキレス協和会	717	4.57
株式会社みずほ銀行	710	4.52
足利アキレス協和会	563	3.59
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	486	3.10
大阪アキレス協和会	481	3.06
朝日生命保険相互会社	431	2.75
株式会社三菱UFJ銀行	352	2.24
株式会社足利銀行	343	2.19
セコム損害保険株式会社	315	2.01

(注) 上記のほか、当社保有の自己株式154千株があり、持株比率は自己株式を除いて算出しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況

(2021年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 社長	伊 藤 守	
専務取締役	日 景 一 郎	営業部門統轄兼シューズ部門担当
常務取締役	藤 澤 稔	管理部門統轄兼CSR担当 (アキレス商事(株)代表取締役)
取 締 役	大 蔵 孝 也	プラスチック部門担当兼車輻資材事業部長 (阿基里斯(上海)国際貿易有限公司、阿基里斯(佛山)新型 材料有限公司董事長)
取 締 役	山 本 勝 治	産業資材部門担当
取 締 役	横 山 浩 樹	製造部門統轄兼産業資材製造本部長
取 締 役	米 竹 孝 一 郎	(国立大学法人山形大学名誉教授)
取 締 役	佐 藤 修	
取 締 役	須 藤 昌 子	(岩本法律事務所)
常勤監査役	山 田 茂	
監 査 役	有 賀 美 典	(公認会計士・税理士有賀美典事務所、アクティビア・ プロパティーズ投資法人監督役員)
監 査 役	笠 原 智 恵	(渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー、 株式会社クレディセゾン社外監査役、株式会社エム ティーアイ社外監査役)

- (注) 1. 取締役米竹孝一郎氏、取締役佐藤修氏および取締役須藤昌子氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役有賀美典氏および監査役笠原智恵氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役山田茂氏は、長年当社の経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 社外監査役有賀美典氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 社外取締役米竹孝一郎氏、社外取締役佐藤修氏、社外取締役須藤昌子氏、社外監査役有賀美典氏および社外監査役笠原智恵氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

② 執行役員の状況

(2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
執行役員	柏瀬功次	建装事業部長兼デザインセンター長
執行役員	小林一俊	安全環境担当兼製造管理本部長
執行役員	松田光弘	関西支社長
執行役員	中山直樹	研究開発本部長兼基礎研究開発グループ長
執行役員	海野実	シューズ事業部長兼シューズ第二営業本部長 (ACHILLES HONG KONG CO.,LTD.、榮新科技有限公司代表取締役)
執行役員	根岸康夫	北米担当兼引布販売部担当 (ACHILLES USA,INC.代表取締役)
執行役員	寺岡伸明	管理部門統轄補佐兼コンプライアンス本部長兼社史編纂担当
執行役員	松宮稔	物流改革担当兼情報システム部長
執行役員	河原雅明	シューズ製造本部長 (アキレス島根(株)代表取締役)
執行役員	河野和晃	経理本部長
執行役員	黒岩登志也	プラスチック製造本部長 (アキレスマリン(株)、アキレスウエルダー(株)代表取締役、 昆山阿基里斯新材料科技有限公司董事長)
執行役員	吉田隆	ウレタン事業部長 (山形アキレスエアロン(株)、関東アキレスエアロン(株)、 大阪アキレスエアロン(株)、九州アキレスエアロン(株) 代表取締役)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
執行役員	柳 川 達 也	海外事業推進担当兼工業資材販売部長 (阿基里斯先進科技股份有限公司董事長)
執行役員	佐 藤 裕 二	購買部長
執行役員	中 野 浩 明	断熱資材事業部長兼断熱資材販売部長 (東北アキレス(株)代表取締役)
執行役員	越 智 久 生	化成品事業部長兼フィルム販売部長 (アキレスコアテック(株)、アキレス大阪ビニスター(株)代表 取締役)
執行役員	川 島 英 一	生産革新担当兼品質保証本部長

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役米竹孝一郎氏、取締役佐藤修氏、取締役須藤昌子氏、監査役有賀美典氏および監査役笠原智恵氏の各氏について、1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

④ 取締役および監査役の報酬等

1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、過半数を社外(独立)役員メンバーで構成する任意の諮問委員会であるガバナンス委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、また、ガバナンス委員会からの答申が尊重されていることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は以下の通りであります。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能

するように、業績との連動性を確保し、個々の取締役の報酬の決定に際しては職責および成果を踏まえた報酬体系としており、適正な報酬水準を踏まえた支給額および客観性、透明性を確保した支給方法とすることを基本方針としております。

当社の取締役の報酬制度は、取締役報酬規程により定めるものとし、固定報酬と、目標とする経営指標に対する達成状況および経営能力考課により変動する業績連動報酬から構成しております。ただし、業務執行から独立した立場である社外取締役は、その職務に鑑み、固定報酬のみとしております。

なお、取締役報酬規程は、ガバナンス委員会での審議を前提として、取締役会の決議により定めるものとし、改定する場合も同様としております。

- イ. 固定報酬の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

固定報酬は、取締役報酬規程で、職責、他社水準、当社の業績、従業員の給与水準等を考慮して基準報酬額を設定し、基準報酬額をベースとして算出された金額の3割につき、月例の現金報酬として支給いたします。

- ウ. 業績連動報酬等の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬の算定に使用する指標は、取締役報酬規程で定め、短期的な収益性の観点から売上高経常利益率を、中・長期的な企業価値向上の観点から自己資本利益率および総資産経常利益率を採用し、また将来に向けた持続的な組織運営能力の観点から定性的な経営能力考課も考慮いたします。

当該事業年度の個人別の業績連動報酬額は、算定に使用する指標につき、前事業年度に過去5年間の平均値を基準として目標テーブルを設定し、それに対する前事業年度の各指標における目標達成度、および経営能力考課につき、あらかじめ定められたウェイトを加味して算定いたします。算定された金額は、月例の現金報酬として支給いたします。

なお、業績連動報酬額の算定に使用する指標における目標テーブルについては、設定時にガバナンス委員会の審議を受けることとしております。

固定報酬と業績連動報酬の比率の目安は、3：7としております。

- エ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

役員報酬の総額については株主総会の決議により決定することを定款で定めており、取締役の個人別の報酬額は、株主総会の決議により決定された報酬総額の範囲において、取締役会の委任により、代表取締役社長が具体的内容について決定することとしております。その権限の内容は、取締役報酬規程に則り、各取締役の基準報酬の額を定めるものとしております。なお、当該権限が代表取締役社長によって適切に行

使されるよう、代表取締役社長は、ガバナンス委員会の答申を踏まえて決定することとしております。

2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	183 (21)	76 (21)	106 (一)	— (一)	11 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	33 (13)	33 (13)	— (一)	— (一)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	216 (35)	110 (35)	106 (一)	— (一)	14 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含む）は含まれておりません。
2. 上記の取締役および監査役の支給人員には、2020年6月26日開催の第100回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
3. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、短期的な収益性の観点から売上高経常利益率を、中・長期的な企業価値向上の観点から自己資本利益率および総資産経常利益率を採用しております。業績連動報酬額は、取締役報酬規程で、職責、他社水準、当社の業績、従業員の給与水準等を考慮して定められた基準報酬額から固定報酬部分を控除した金額をベースとし、算定に使用する指標につき、前事業年度に過去5年間の平均値を基準として目標テーブルを設定し、それに対する前事業年度の各指標における目標達成度、および経営能力考課につき、あらかじめ定められたウェイトを加味して算定いたします。なお、当事業年度における各指標の目標は、売上高経常利益率2.7%、自己資本利益率4.0%、総資産経常利益率3.0%を中心値として設定し、それぞれの実績は、売上高経常利益率2.6%、自己資本利益率4.6%、総資産経常利益率2.8%となっております。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第87回定時株主総会決議により、年額350百万円以内と決議しており、その範囲内で賞与等を支給できるものとされております（使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は13名であります。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第87回定時株主総会決議により、年額55百万円以内と決議しており、その範囲内で賞与等を支給できるものとされております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）であります。
6. 取締役会は、2021年3月29日開催の取締役会決議による取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に基づき、代表取締役社長伊藤守に対し、取締役の個人別の具体的な報酬額の決定について委任しております。その権限の内容は、株主総会の決議により決定された報酬総額の範囲において、取締役報酬規程に則り、各取締役の基準報酬の額を定めるものであります。委任の理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部分について評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。なお、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長は、ガバナンス委員会の答申を踏まえて決定することとしております。

⑤ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係

- ・社外取締役米竹孝一郎氏は、国立大学法人山形大学名誉教授であります。当社は同大学と共同研究を行っており経費を負担しておりますが、その負担額は僅少であります。
- ・社外取締役須藤昌子氏は、岩本法律事務所における弁護士であります。当社と同事務所の間には、取引関係はありません。
- ・社外監査役有賀美典氏は、公認会計士・税理士有賀美典事務所における公認会計士および税理士であります。当社と同事務所の間には、取引関係はありません。また、同氏は、アクティビア・プロパティーズ投資法人における監督役員であります。当社と同法人との間には、取引関係はありません。
- ・社外監査役笠原智恵氏は、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業におけるパートナーであります。当社と同事務所の間には、取引関係はありません。また、同氏は、株式会社クレディセゾン、株式会社エムティーアイにおける社外監査役であります。当社と同社との間には、取引関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（16回開催）		監査役会（19回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 米 竹 孝一郎	16回	100%	－回	－%
取締役 佐 藤 修	16回	100%	－回	－%
取締役 須 藤 昌 子	13回	100%	－回	－%
監査役 有 賀 美 典	16回	100%	19回	100%
監査役 笠 原 智 恵	15回	93.8%	19回	100%

(注) 取締役須藤昌子氏は2020年6月26日開催の第100回定時株主総会で選任されたため、就任後の取締役会の開催回数は13回であります。

イ. 取締役会および監査役会における発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・社外取締役米竹孝一郎氏は、取締役会に出席し、学識経験者としての客観的・中立的観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言や提言を行っております。また、同様の観点で、ガバナンス委員会（4

回)の委員として、役員の人事・報酬の審議に携わり、コンプライアンス委員会(2回)の委員として、コンプライアンス上の問題について助言、提言を行い、さらに、研究開発本部報告会(2回)では高い専門性を生かした助言を行うなど、社外取締役期待される役割を果たしております。

- ・社外取締役佐藤修氏は、取締役会に出席し、経営者としての視点から、客観的・中立的な立場で意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言や提言を行っております。また、同様の視点・立場で、ガバナンス委員会(4回)の委員として、役員の人事・報酬の審議に携わり、コンプライアンス委員会(2回)の委員として、コンプライアンス上の問題について助言、提言を行うなど、社外取締役に期待される役割を果たしております。
- ・社外取締役須藤昌子氏は、取締役会に出席し、法律専門家としての視点から、客観的・中立的な立場で意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言や提言を行っております。また、同様の視点・立場で、ガバナンス委員会(3回)の委員として、役員の人事・報酬の審議に携わり、コンプライアンス委員会(2回)の委員として、コンプライアンス上の問題について助言、提言を行うなど、社外取締役に期待される役割を果たしております。
- ・各社外監査役は取締役会に出席し、監査役有賀美典氏は公認会計士および税理士としての、監査役笠原智恵氏は弁護士としての、専門的・独立的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言および内部統制システムに関わる助言や提言を行っております。また、監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の業務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導業務を委託し、対価を支払っております。

④ 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、阿基里斯（佛山）新型材料有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る。）を受けております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システムの基本方針」という。）についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「企業理念」である「社会との共生」＝「顧客起点」の実践のために、全ての取締役および従業員が法令・定款を遵守し倫理を尊重する企業活動を基本原則として「企業行動憲章」を制定し、具体的な行動の基準を「行動規範」として定めております。

当社の取締役は「企業行動憲章」を基本とし、公正かつ透明な経営を責任をもって行っております。

企業倫理の徹底、維持、向上のため、社長を委員長としたコンプライアンス委員会を定期的および必要に応じ開催し、法令遵守状況の確認および監督・指導を行っております。

コンプライアンス部門は人事総務部門等の関連部門と連携をとり、研修計画の立案・実施、マニュアルの配布等による啓蒙活動により法令遵守体制の整備・指導を行っております。

内部監査部門は、法令遵守状況を定期的および必要に応じ確認しております。

倫理・法令遵守上疑義のある行為について、相談および通報の適正な処理の仕組みとして、社外弁護士窓口を含めた内部通報制度「アキレスホットライン」を整備し、社内の自浄作用が早期に働く体制を図っております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、経営と業務の可視化ならびに効率化を図るため、取締役および従業員の職務の執行に係る情報については、文書および情報の運用、管理に関する規定を定め適切に管理するとともに、取締役および従業員が必要に応じ適宜閲覧できる体制を図っております。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業の推進に伴う個々のリスク（コンプライアンス、環境、災害、安全衛生、製品安全・品質管理、為替、海外進出、輸出管理、契約、訴訟、財務報告の信頼性等）に

については、各々のリスク管理担当部門が、規定、基準、ガイドライン等を整備し周知するとともに、モニタリング等を通じて各部門のリスク管理状況について把握、評価をし、指導・助言を行っております。

各部門を担当する取締役および部門長は、自部門におけるリスクの把握・評価を行い、規定等に基づき対応を図っております。

経営に関する不測の事態が発生した場合は「経営危機管理規定」に基づき、直ちに社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速に必要な対応を行い、損害・費用を最小限にとどめる体制を図っております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項の審議・決定を行うとともに、業務執行状況の監督を行っております。

会社の意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図るため、経営会議を開催し取締役会に付議すべき事項の審議および取締役会の決定方針に基づく具体的な執行方針、その他経営に関する業務執行について審議・決定を行っております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、各部門を担当する取締役もしくは部門長に責任と権限を与え経営の効率的な運用を図っております。

持続的な成長と企業価値の増大を目指すため中期経営計画を策定し、計画的かつ効率的に事業を運営するため年度毎に予算を設定し、目標達成のため取締役および各部門長より構成された実績報告会議を定期的に行い、目標の進捗状況の管理を行っております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループとして共通の「企業理念」に基づき、子会社と一体となった事業運営を行い、各子会社を担当する取締役もしくは部門長が子会社の取締役となり、当社の取締役会、経営会議等を通じて子会社の職務執行に関する報告を行っております。

各子会社の管理に関しては、「子会社管理規定」を定め、適切な決裁・報告を義務付けております。

2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、各子会社を担当する取締役もしくは部門長が子会社の取締役となり、子会社を含めた自部門におけるリスクについて把握・評価を行い、規定等に基づき対応を図っております。

各子会社の管理に関しては、「子会社管理規定」に定めた、決裁・報告制度により経営管理を行い、必要に応じてモニタリングを行っております。

子会社を含む当社グループの経営に関する不測の事態が発生した場合は、「経営危機管理規定」に基づき、直ちに当社社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速に必要な対応を行い、損害・費用を最小限にとどめる体制を図っております。

3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社を含めた当社グループの中期経営計画を策定するとともに、計画的かつ効率的に事業を運営するために年度毎に予算を設定し、目標達成のため当社の取締役および各部門長より構成する実績報告会を定期的に開催し、当社グループの目標の進捗状況の管理を行っております。

4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「企業理念」の実践のために子会社を含めた当社グループ全ての取締役および従業員が法令・定款を遵守し倫理を尊重する企業活動を基本原則として「企業行動憲章」を制定し、具体的な行動の基準を「行動規範」として定めております。

当社の子会社の取締役等は「企業行動憲章」を基本とし、公正かつ透明な経営を責任をもって行っております。

企業倫理の徹底、維持、向上のため、当社の社長を委員長としたコンプライアンス委員会を定期的および必要に応じて開催し、子会社を含めた当社グループの法令遵守状況の確認および監督・指導を行っております。

コンプライアンス部門は、人事総務部門等の関連部門と連携し研修計画の立案・実施、マニュアルの配布等による啓蒙活動により子会社を含めた当社グループの法令遵守体制の整備・指導を行っております。

内部監査部門は、子会社を含めた当社グループの法令遵守状況を定期的および必要に応じて確認しております。

内部通報制度を整備し、子会社を含めた当社グループの自浄作用が早期に働く体制を図っております。

- 5) その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、当社グループの連結財務諸表等の財務報告の信頼性を確保するためのシステムおよび継続的モニタリングするために必要な体制の整備・運用を行っております。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役が必要と認めたときは、取締役から独立した臨時スタッフを置くものとし、指揮・命令・評価に関する権限は監査役が有するものとしております。
- ⑦ 当社の監査役の報告に関する体制
- 1) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- ア. 当社の取締役は、法定事項の他に、監査役に次の事項を報告しております。
- (a) 遅滞なく報告する事項
 - ・重要な事項に関して取締役会が決定した内容
 - ・重要な訴訟事件の発生
 - ・重要なコンプライアンス違反の発生
 - (b) 定期的又は適時報告する事項
 - ・内部監査の結果
 - ・内部通報制度による通報状況
 - ・海外子会社の相手国の資格を有する会計士による会計監査結果および子会社経理担当部門による確認・指導の結果
- イ. 当社の内部通報体制として、取締役など経営層に関する事項等を対象とした監査役直通の内部通報窓口を設置しております。
- 2) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
当社は、各子会社を担当する取締役もしくは部門長が子会社の取締役となり、子会社を含めた自部門において、決定された重要な事項、職務の執行に関する重大なコンプライアンス違反の事実、および重大な訴訟等の発生について、遅滞なく当社監査役に報告しております。
当社グループの内部通報体制として、当社グループの取締役を含む経営層に関する事項等を対象とした監査役直通の内部通報窓口を設置しております。

- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
「内部通報制度運用規定」において、内部通報を行った者が、通報したことを理由として、解雇その他のいかなる不利益な取扱いを受けないことを定め、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底しております。
- ⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないとして認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。
- ⑩ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は取締役会の他、必要に応じその他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取することができることとなっております。
代表取締役と監査役会は定期的な意見交換会を開催し、また内部監査部門は監査役との連携を図り、適切な意思疎通および監査役の効果的な監査業務の遂行に協力しております。
取締役および従業員は監査役による職務執行状況の聴取、重要な決裁書類の閲覧、財産状況の調査等が、円滑に行われるように協力しております。
監査役会は、会計監査人から監査計画、監査執行状況、監査結果等について説明を受けるとともに、情報交換を行い、相互の連携を図っております。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制
当社グループは、「企業行動憲章」に「市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底する」と定めるとともに、「行動規範」に具体的な行動の基準として、「反社会的勢力からの脅迫・強要等の不正な要求が起きた場合は、組織的に対応し、警察・法律家など専門家の助言のもと、毅然とした態度で臨む」と定め、担当部署を決めて対応しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

当社は、企業倫理の徹底、維持、向上のため、コンプライアンス委員会を開催し、当社および当社子会社の法令遵守状況を確認し、監督・指導を行っております。また、コンプライアンス部門は、コンプライアンス意識・ハラスメントに関するアンケートを実施して法令遵守状況を確認するとともに、コンプライアンス研修の実施、規定の整備および周知、法令情報の通達等の啓蒙活動を行い、法令遵守体制の整備・指導を行っております。

② リスク管理に関する取組み

リスク管理に関しては、各リスク担当部門が規定、基準等を整備し周知するとともに、モニタリング等を通じてリスク管理状況について把握・評価し、指導・助言を行っております。また、各部門を担当する取締役および部門長が自部門におけるリスクの把握・評価を行い、規定等に基づき対応を行っております。

③ 企業集団の内部統制に関する取組み

当社子会社に関しては、各子会社を担当する取締役もしくは部門長が子会社の取締役となり、取締役会、経営会議を通じて各子会社の職務執行に関する報告を行うとともに、リスクの把握・評価を行い、規定等に基づき適切な対応を行っております。

④ 内部監査に関する取組み

内部監査に関しては、内部監査部門が法令遵守状況について定期的および必要に応じて確認を行っております。

⑤ 監査役監査に関する取組み

監査役は取締役会の他、必要に応じてその他の重要な会議に出席するとともに、取締役等から職務の執行状況を聴取しております。なお、代表取締役は監査役会と定期的な意見交換会を開催し、内部監査部門も監査役と意見交換を行うなど、効果的な監査業務の遂行に協力しております。

4. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2008年4月28日開催の当社取締役会において、会社法施行規則に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を決定しており、その内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、経営の効率性や収益性を高める観点から、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役役に就任して、法令および定款の定めを遵守しつつ当社の財務および事業の方針の決定につき重要な職務を担当することが、会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。また、当社は株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の移動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら資本市場では、対象となる企業の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に大規模な買付提案またはこれに類似する行為を強行するという動きがあります。これら大規模買付や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要し株主に不利益を与える恐れのあるもの、買収の提案理由が不明確なもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、明らかに濫用目的であるもの等々、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのあるものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方といたしましては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付行為や買付提案を行う者は不適切であり、このような者に対しては必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

- ① 当社は、世界・日本における生産活動や消費行動の大きな変化に対応し、持続的な成長を遂げるため、当社グループが保有する技術と経営資源を最大限に活かし、積極的な展開を図ることにより「企業に社会に未来に、新たな価値を創り続けていくこと」を目指します。この目標を実現し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図るため、当社

が対処すべき課題として以下のとおりの重要課題に取り組んでおります。

【事業戦略】

- 1) 脱炭素社会に向けた事業の強化
 - ア. ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）実現のための断熱資材事業の強化
 - イ. 脱プラスチックに対応した生分解性素材事業の拡大（プラスチックの海洋汚染対策）
 - ウ. 既存プラスチック製品のリサイクル化の推進
- 2) 国内外の人口動態に連動した課題解決のための事業育成
 - ア. 超高齢化社会に対応した事業の推進
 - イ. 食品ロス対策、農産品の国内自給率向上のための事業強化
- 3) 防災事業の拡大
当社グループにおける災害対策製品や防災製品（感染症対策製品を含む）の一元化
- 4) 海外事業の拡大推進
既存・新設の海外製造・販売拠点を活かした新規分野への挑戦
米国 ACHILLES USA, INC.・・・医療用フィルム
中国 阿基里斯（佛山）新型材料有限公司（2022年中稼働予定）・・・車輻素材
- 5) 生活基盤整備に資する中間財の高品質化によるシェア拡大
機能性フィルム、機能性発泡材料の開発による高品質化

【経営基盤の強化】

- 1) シューズ事業の収益性改善
カテゴリーの選択による収益力向上
- 2) 顧客起点に立った迅速な新商品開発
軟・硬質ウレタン新素材開発と加工製品開発等
- 3) 設備更新による競争力向上
- 4) 再生可能エネルギーの積極的使用など、炭酸ガス排出量を極小化した生産活動の推進
当社グループで使用する車輻のEV化（フォークリフトを含む）
- 5) スマートプロセス・デジタル技術付加による既存設備の生産性向上
- 6) 物流改革
- 7) 人材育成、働き方改革の推進による労働生産性の向上

② 当社は、企業理念として「社会との共生」＝「顧客起点」を基本に企業行動憲章、行動規範を制定し、コーポレートガバナンス（企業統治）の充実に努めております。

また、会社法に定める内部統制構築に関する基本方針により企業統治に関する組織、規定を充実させ企業の透明性・効率性・健全性をより高めるとともに、取締役、監査役の役割の明確化に努め「経営の効率化」、「経営意思決定の迅速化」に注力しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値向上に向けた取組みを進めるとともに、当社株式について大規模買付行為を行いまは行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、法令および定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

なお、当社は、2008年6月27日開催の定時株主総会の決議により「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、「本プラン」といいます。)を導入し、継続してまいりました。しかし、2017年4月25日開催の取締役会において本プランを継続しないことを決議したため、本プランは2017年6月29日開催の定時株主総会の終結の時をもって、有効期限満了により終了しております。

(4) 取組みに対する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、前記(3)の取組みについて、合理的かつ妥当な内容であって、前記(1)の基本方針に沿っており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社従業員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	43,816	流動負債	23,109
現金及び預金	8,132	支払手形及び買掛金	10,553
受取手形及び売掛金	18,204	電子記録債務	2,880
電子記録債権	3,936	短期借入金	2,650
商品及び製品	8,310	未払金	2,558
仕掛品	1,790	未払法人税等	410
原材料及び貯蔵品	2,090	その他	4,056
その他	1,370	固定負債	7,366
貸倒引当金	△18	長期借入金	2,550
		繰延税金負債	380
		退職給付に係る負債	3,933
		資産除去債務	394
		PCB廃棄物処理引当金	40
		その他	68
固定資産	33,046	負債合計	30,476
有形固定資産	22,625	(純資産の部)	
建物及び構築物	8,866	株主資本	43,377
機械装置及び運搬具	5,990	資本金	14,640
土地	4,174	資本剰余金	4,838
建設仮勘定	2,185	利益剰余金	24,209
その他	1,408	自己株式	△311
無形固定資産	304	その他の包括利益累計額	3,009
投資その他の資産	10,116	その他有価証券評価差額金	686
投資有価証券	3,481	繰延ヘッジ損益	87
退職給付に係る資産	4,805	為替換算調整勘定	△183
繰延税金資産	1,104	退職給付に係る調整累計額	2,418
その他	779	純資産合計	46,386
貸倒引当金	△54		
資産合計	76,862	負債・純資産合計	76,862

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		73,617
売上原価		57,615
売上総利益		16,001
販売費及び一般管理費		14,431
営業利益		1,569
営業外収益		
受取利息及び配当金	68	
その他の	598	667
営業外費用		
支払利息	34	
その他の	122	156
経常利益		2,080
特別利益		
固定資産売却益	19	
関係会社株式売却益	2,181	
保険差益	0	2,200
特別損失		
固定資産除却損	132	132
税金等調整前当期純利益		4,148
法人税、住民税及び事業税	651	
法人税等調整額	280	932
当期純利益		3,215
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		3,215

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	14,640	4,838	21,622	△309	40,792
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△628		△628
親会社株主に帰属する当期純利益			3,215		3,215
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
自 己 株 式 の 処 分		△0		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△0	2,587	△1	2,585
当 期 末 残 高	14,640	4,838	24,209	△311	43,377

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退職給付に 係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	454	54	△161	213	561	41,353
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△628
親会社株主に帰属する当期純利益						3,215
自 己 株 式 の 取 得						△2
自 己 株 式 の 処 分						0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	232	32	△21	2,205	2,448	2,448
当 期 変 動 額 合 計	232	32	△21	2,205	2,448	5,033
当 期 末 残 高	686	87	△183	2,418	3,009	46,386

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	33,722	流動負債	22,290
現金及び預金	1,856	支払手形	965
受取手形	3,928	電子記録債権	2,880
電子記録債権	3,601	買掛金	8,781
売掛金	13,317	短期借入金	2,650
商品及び製品	6,768	未払金	2,105
仕掛品	1,461	未払法人税等	255
材料及び貯蔵品	1,435	未払消費税	331
前払費用	309	未払費用	1,883
短期貸付金	441	預り金	1,386
その他の金	661	設備関係支払手形	191
貸倒引当金	△59	設備関係電子記録債権	538
		その他	320
固定資産	33,090	固定負債	6,907
有形固定資産	18,355	長期借入金	2,550
建物	7,198	退職給付引当金	3,897
構築物	849	P C B廃棄物処理引当金	40
機械装置	5,182	資産除去債務	383
車両運搬具	30	その他	36
工具器具備品	646	負債合計	29,198
土地	3,980	(純資産の部)	
建設仮勘定	467	株主資本	36,945
無形固定資産	250	資本金	14,640
ソフトウェア	195	資本剰余金	4,838
その他	55	資本準備金	3,660
投資その他の資産	14,484	その他資本剰余金	1,178
投資有価証券	2,246	利益剰余金	17,778
関係会社株	7,980	その他利益剰余金	17,778
長期貸付金	5	固定資産圧縮積立金	162
長期前払費用	138	別途積立金	10,200
前払年金	1,577	繰越利益剰余金	7,415
繰延税金	1,987	自己株式	△311
その他	598	評価・換算差額等	669
貸倒引当金	△51	その他有価証券評価差額金	582
		繰延ヘッジ損益	87
資産合計	66,813	純資産合計	37,615
		負債・純資産合計	66,813

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		61,869
売上原価		50,145
売上総利益		11,723
販売費及び一般管理費		10,901
営業利益		821
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,328	
その他の	623	1,952
営業外費用		
支払利息	55	
その他の	350	405
経常利益		2,369
特別利益		
固定資産売却益	3	
関係会社株式売却益	1,441	
保険差益	0	1,444
特別損失		
固定資産除却損	132	
投資有価証券評価損	1	
子会社清算損	7	
関係会社支援損	150	291
税引前当期純利益		3,522
法人税、住民税及び事業税	400	
法人税等調整額	241	641
当期純利益		2,880

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本						株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自 己 株 式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金(注)		
当 期 首 残 高	14,640	3,660	1,178	4,838	15,526	△309	34,695
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△628		△628
当 期 純 利 益					2,880		2,880
自 己 株 式 の 取 得						△2	△2
自 己 株 式 の 処 分			△0	△0		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△0	△0	2,252	△1	2,249
当 期 末 残 高	14,640	3,660	1,178	4,838	17,778	△311	36,945

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	353	54	408	35,104
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△628
当 期 純 利 益				2,880
自 己 株 式 の 取 得				△2
自 己 株 式 の 処 分				0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	228	32	260	260
当 期 変 動 額 合 計	228	32	260	2,510
当 期 末 残 高	582	87	669	37,615

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位 百万円)

	固定資産圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	合 計
当 期 首 残 高	176	10,200	5,149	15,526
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△628	△628
固定資産圧縮積立金の取崩	△13		13	—
当 期 純 利 益			2,880	2,880
当 期 変 動 額 合 計	△13	—	2,265	2,252
当 期 末 残 高	162	10,200	7,415	17,778

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

アキレス株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森田 浩之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐瀬 剛 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アキレス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アキレス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

アキレス株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森田 浩之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐瀬 剛 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アキレス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社に対し事業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び各取組みについては、取締役会等における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び各取組みについては、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021 年 5 月 20 日

アキレス株式会社 監査役会

常勤監査役 山田 茂 ㊞

社外監査役 有賀美典 ㊞

社外監査役 笠原智恵 ㊞

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
新宿フロントタワー 22階

当社本店

電話 (03) 5338-9200 (代表)



最寄駅	東京メトロ丸ノ内線	西新宿駅下車	1番出口	徒歩約4分
	東京メトロ丸ノ内線/都営大江戸線	中野坂上駅下車	A1出口	徒歩約8分
	都営大江戸線	都庁前駅下車	A5出口	徒歩約10分
	JR線	新宿駅下車		徒歩約15分

※ 東京メトロ丸ノ内線 西新宿駅1番出口付近で当社係員がご案内しております。

※ 新宿フロントタワーのエレベーターは、エレベーターホールC(19~27階用)をご利用下さい。

UD
FONT

見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。